第30期決算公告

平成21年6月30日

愛知県常滑市鯉江本町五丁目１番地
株式会社　ＩＮＡＸメンテナンス
取締役社長　早川　慶一

貸　借　対　照　表

(平成21年3月31日現在)　　(単位：千円)

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
流　動　資　産	**4,444,417**	**流　動　負　債**	**2,198,458**
現金及び預金	1,679,137	買掛金	1,506,719
受取手形	622,854	未払金	143,046
売掛金	462,397	前受金	4,737
原材料	11,210	未払法人税等	217,552
未収金	235,003	未払消費税等	41,789
短期前払費用	11,991	未払費用	28,997
短期貸付金	1,300,000	預り金	13,996
立替金	371	賞与引当金	233,742
仮払金	240	短期リース債務	7,876
繰延税金資産	124,062	**固　定　負　債**	**169,345**
貸倒引当金	△ 2,851	退職給付引当金	143,580
固　定　資　産	**246,270**	長期リース債務	24,260
有形固定資産	**70,866**	役員退職慰労引当金	1,504
建物	35,002	**負　債　合　計**	**2,367,803**
工具器具及び備品	5,256	（純資産の部）	
リース資産	30,607	**株　主　資　本**	**2,322,884**
無形固定資産	**80**	資本金	20,000
電話加入権	80		
投資その他の資産	**175,324**	利益剰余金	2,302,884
関係会社株式	79,055	利益準備金	5,000
出資金	10	その他利益剰余金	2,297,884
保険積立金	528	別途積立金	1,620,000
破産更生債権	4,419	繰越利益剰余金	677,884
たなあげ債権	2,105	（うち当期純利益）	(490,100)
差入保証金	32,738		
繰延税金資産	62,992		
貸倒引当金	△ 6,525	**純　資　産　合　計**	**2,322,884**
資　産　合　計	**4,690,687**	**負債及び純資産合計**	**4,690,687**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

１．重要な会計方針に係る事項

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法　総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)　定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)　定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日)(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　従業員に対する賞与等の支払に備えるため、主として支給見込額基準による見積額を計上しております。

③退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、期末に在籍する従業員の期末時点の自己都合退職金要支給額を計上しております。

④役員退職引当金　役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規則に基づく期末要支給額を計上しております。

(4)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①リース取引の処理方法　リース物件の所有権が借主に移転すると認めるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

②消費税等の会計処理　税抜方式で行なっております。

(5)会計方針の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

通常の販売目的で保有する棚卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号　平成18年７月５日公表分）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会　会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(6)追加情報

有形固定資産の耐用年数の変更

法人税法の改正に伴い、機械装置の耐用年数の見直しを行った結果、当事業年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更いたしました。

なお、これによる損益に与える影響はありません。